

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所 ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
<http://hiramoto-office.com/>

税理士の独り言

日本人はもっと自分達に自信を持つべきでしょう。日本人が持つ「ものづくり」へのこだわりや美意識。小惑星探査機「はやぶさ」に見る幾多のトラブルを乗り越えた技術力やチーム力。経済もサッカーや野球のように日本らしさが自信と共に復活してくれば、あるべき未来像も見えてくるでしょう。「頑張る」「努力」「一生懸命」などといった精神をどこかに置き忘れていくような。日本の行く末を心配した三島由紀夫や司馬遼太郎は彼の地で何を思っているのでしょうか。

私の書棚より

○一番の問題は、日本の企業が余裕資金を使う先を国内に持っていない、あるいは使う先が国内では見えないということだ。デフレ時代には資金だけでなく物や労働力も余ってしまう。

○本当に雇用を増やそうとするならば方法はたった一つしかない。賃金を下げることである。それには今の正規社員と非正規社員との壁を打ち破ることが大前提となる。

「大局を読む」
長谷川慶太郎著 李白社

税務アンテナ

□ 10 万円以上の絵画は原則として有形固定資産として減価償却の対象になります。しかし、書画骨董に該当する絵画は土地と同様に減価償却できない非減価償却資産になります。減価償却資産とは使用又は時間の経過とともに価値が減少するものをいい、税務上、書画骨董に該当するかどうかは、美術年鑑等に登載されている作者の制作のものをいいますが、書画骨董に該当するかどうかは明らかでない美術品等は取得価額が 20 万円未満、絵画なら号 2 万円未満のものが減価償却資産となります。このため、号 2 万円以上の絵画の場合は、1 点 10 万円未満であっても非減価償却資産となり一時の損金には算入できません。

□ 法人税法では、株主総会等で選出された者のほかに、同族会社の使用人で第 1 順位の株主グループに属し、自己と配偶者とで 5 % を超える株式を所有し、かつ、法人の経営に従事している者も役員として取り扱われます。これを「みなし役員」といい、法人が支給する賞与は、事前確定届出給与又は所定の要件を満たす利益連動給与に該当しない場合、その金額が損金不算入になります。また「みなし役員」に該当しなくても役員の親族等は「特殊関係使用人」として不相当に高額な部分の金額は損金に算入されません。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

3 月の 税 務 ス ケ ジ ュ ー ル

10 日	○ 2 月分の源泉所得税の納付
31 日	○ 1 月決算法人の確定申告 ○ 7 月決算法人の中間申告(予定申告) ○ 4 月、7 月、10 月決算法人の消費税中間申告

31 日	○ 3 月決算法人の消費税各種選択届出書提出
------	------------------------